

# 学校いじめ防止基本方針

熊本県立人吉高等学校 定時制

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校は、学校綱領である「礼節」「勤労」「進取」の精神を基調とし、心豊かで調和のとれた、社会に貢献できる生徒を育てることをめざしている。

いじめの問題はどの生徒にも起こりうるものであり、生命または身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案も存在しており、人権に関わる重大な問題である。したがって、「いじめは絶対に許されない」との意識を持ち、生徒、教職員、保護者等学校全体を含めた社会全体で高めていくことが必要である。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめの定義と様態

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法）より抜粋

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (2) 具体的ないじめの様態

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3 学校におけるいじめ防止等の指導体制・組織的対応等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される組織「いじめ問題対策委員会」を設置する。定期的に会議を開催し、下記（2）の活動を行う。

### (1) 組織の構成員

校長、副校長、教頭、人権教育主任兼道徳教育推進教師、  
生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター兼教育相談主任、  
情報集約担当者、養護教諭、外部専門家

## (2) 組織の役割

### ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行いう役割

### イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む）

## 4 学校いじめ防止プログラム

(1) 年間を通じて、週終わりに生徒情報連絡会を実施し、生徒に関する情報共有を図る。

(2) 【4月】新入生生徒理解研修、生徒会による「いじめゼロ宣言」

(3) 【6月】「心のきずなを深める月間」の取組（心のきずなを深めるL H R実施等）  
本校作成による「心のアンケート」による実態調査

(4) 【10月】生徒会による「いじめゼロ宣言」

(5) 【12月】「人権教育推進月間」の取組（人権教育講演会実施等）  
県教育委員会の「心のアンケート」による実態調査  
(人権教育推進月間)

(6) 【2月】「道徳教育推進月間」の取組（在り方生き方を考えるL H R実施等）

(7) 【3月】新入生の情報収集のための中学校訪問

## 5 年間計画（別紙①）

## 6 学校におけるいじめの未然防止及び早期発見のための取組

### (1) いじめの防止

互いの良さや個性を尊重し、一人一人の人権が尊重される人間関係や学校風土を創ると共に、教師の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導にも細心の注意を払う。また、教職員は生徒との信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。

### (2) いじめの早期発見

「いじめはどの学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員が持ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確に生徒に関わり、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に

努める。また、定期的にアンケート調査を行うなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合には、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する。別紙②「いじめ問題への対応マニュアル」に従い、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・その期間は少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめ被害の状況に応じて長期間の注視期間を設定する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、具体的には生徒が自死を企図した場合や、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などである。また「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であり、具体的には年間30日の欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の判断により、迅速に対応する。また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、別紙③「いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー」により、直ちに、県教育委員会に報告し、県教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。学校が主体となる場合、校長は調査組織（いじめ問題対策委員会）においてすみやかに事実関係の調査を行う。その際、生徒や保護者のプライバシーへの配慮、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための必要な支援も行う。

## 8 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

いじめの防止等については、地域と共に取り組む必要があるため、年間計画や実施については、保護者にも加わってもらい、HPや学校新聞などを通じて情報発信に努める。

また、本方針が実情に即して効果的に機能しているかどうかをいじめ問題対策委員会で点検し、必要に応じて見直しをし、学校評価アンケート等を利用して、全教職員、保護者、生徒がいじめ防止対策に関わることができるようとする。